



マイナンバーの提供を 求められるケース

平成 28 年 1 月にマイナンバーの利用が始まり、1 年が経ちます。
どういうときにマイナンバーの提供を求められるか、お知らせします。

問合せ 企画政策課 ☎33-4104

マイナンバーとは、他の人と重複することがない 12 桁の番号です。法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、市役所以外にも、勤務先や金融機関などからマイナンバーの提供が求められることがあります。主なケースは次のとおりです。

提供を求める人	提供する必要のある人
勤務先	<ul style="list-style-type: none">給与、退職金などを受け取る人厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得する人国民年金の第 3 号被保険者（従業員の配偶者）など
契約先	<ul style="list-style-type: none">報酬、講演料、原稿料、契約金などを受け取る人 （例：弁護士、司法書士、行政書士、税理士、委員会の委員など）
不動産業者など （不動産仲介料、不動産使用料 （家賃）を支払う法人）	<ul style="list-style-type: none">不動産業者または法人から年間 100 万円超の不動産譲渡の対価、 または年間 15 万円超の不動産仲介料、不動産使用料（家賃）を 受け取る人
金融機関など （銀行、信用金庫、証券会社、 生命保険会社、損害保険会社、 先物取引業者など）	<ul style="list-style-type: none">金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をしている人非課税適用の預貯金・財形貯蓄をしている人国外送金または国外からの送金の受領をしている人生命保険契約・損害保険契約、または共済契約をしている人先物取引（外国為替証拠金取引など）をしている人信託会社に信託している人非上場株の配当を受け取る株主 など
市町村、都道府県、ハロー ワーク、年金機構、全国健 康保険協会、健康保険組合、 税務署	<ul style="list-style-type: none">社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う人 （例：介護、障がい者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医 療、生活保護、雇用保険、平成 28 年分以降の税の確定申告など）

マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類をご用意ください。
なお、上記の提供を求める人から、電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありませんので、電話でマイナンバーを教えないようご注意ください。